

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| 第6回大宜味村議会定例会会議録（会期日程表） | 1 |
| 第6回大宜味村議会定例会会議録（9月24日） | 3 |
| 第6回大宜味村議会定例会会議録（9月25日） | 9 |
| 第6回大宜味村議会定例会会議録（9月26日） | 15 |
| 第6回大宜味村議会定例会会議録（9月27日） | 19 |
| 第6回大宜味村議会定例会会議録（9月28日） | 23 |
| 第6回大宜味村議会定例会会議録（9月30日） | 27 |
| 第6回大宜味村議会定例会会議録（10月1日） | 31 |
| 第6回大宜味村議会定例会会議録（10月2日） | 35 |
| 第6回大宜味村議会定例会会議録（10月3日） | 41 |
| 第6回大宜味村議会定例会会議録（10月4日） | 45 |
| 第6回大宜味村議会定例会会議録（10月7日） | 49 |
| 第6回大宜味村議会定例会会議録（10月8日） | 53 |
| 第6回大宜味村議会定例会会議録（10月9日） | 59 |
| 第6回大宜味村議会定例会会議録（10月11日） | 63 |

第6回大宜味村議会定例会会議録 (会期日程表)

開会 昭和60年9月24日

会期18日間

閉会 昭和60年10月11日

| 月 日 | 曜日 | 会議別 | 会議時刻 | 日 程 |
|-------|----|-----|-------|---|
| 9月24日 | 火 | 本会議 | 午前10時 | 開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第64号～議案第76号、報告第3号 提案説明 |
| 9月25日 | 水 | 本会議 | 午前10時 | 議案第64号～議案第71号 (検討) 質疑、討論、採決 |
| 9月26日 | 木 | 本会議 | 午前10時 | 議案第75号～議案第76号 (検討) 質疑、討論、採決 |
| 9月27日 | 金 | 本会議 | 午前10時 | 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙 議案第72号～議案第74号 (検討) |
| 9月28日 | 土 | 本会議 | 午前10時 | 現地調査 |
| 9月29日 | 日 | 休 会 | | |
| 9月30日 | 月 | 本会議 | 午前10時 | 議案第72号～議案第74号 (検討) |
| 10月1日 | 火 | 本会議 | 午前10時 | 議案第72号～議案第74号 (検討) |
| 10月2日 | 水 | 本会議 | 午前10時 | 議案第72号～議案第74号 (検討) 議案第72号質疑、討論、採決 |
| 10月3日 | 木 | 本会議 | 午前10時 | 議案第73号～議案第74号 (検討) |

| 月 日 | 曜日 | 会議別 | 会議時刻 | 日 程 |
|--------|----|-----|-------|--|
| 10月4日 | 金 | 本会議 | 午前10時 | 議案第73号～議案第74号（検討） 会期の延長 |
| 10月5日 | 土 | 休 会 | | |
| 10月6日 | 日 | 休 会 | | |
| 10月7日 | 月 | 本会議 | 午前10時 | 議案第73号～議案第74号（検討） |
| 10月8日 | 火 | 本会議 | 午前10時 | 議案第73号～議案第74号（検討） 議案第73号～議案第74号 質疑、討論、採決 |
| 10月9日 | 水 | 本会議 | 午前10時 | 陳情第2号（検討）採決 意見案第1号、決議案第1号～決議案第3号 採決 |
| 10月10日 | 木 | 休 会 | | |
| 10月11日 | 金 | 本会議 | 午前10時 | 一般質問 閉 会 |

第6回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 昭和60年9月24日

1. 開会、延会の日時

開 会 (昭和60年9月24日 午前10時00分)

延 会 (昭和60年9月24日 午後4時23分)

2. 出席議員 (14名)

| | |
|----------------|-----------------|
| 1番議員 平 良 森 雄 君 | 8番議員 平 良 蔵 健 君 |
| 2番議員 金 城 隆 好 君 | 9番議員 平 良 実 君 |
| 3番議員 宮 城 功 光 君 | 10番議員 崎 山 喜 弘 君 |
| 4番議員 知 念 亀次郎 君 | 11番議員 山 川 正 行 君 |
| 5番議員 宮 城 長 雄 君 | 12番議員 前 田 貞四郎 君 |
| 6番議員 平 良 俊 政 君 | 13番議員 松 島 重 克 君 |
| 7番議員 宮 里 盛 順 君 | 14番議員 玉 城 一 昌 君 |

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

| | | | |
|--------|---------|---------------|---------|
| 村長 | 新城 繁正 君 | 住民課長 | 稲福 幸三 君 |
| 助役 | 仲村 順三 君 | 厚生課長 | 崎山 勝正 君 |
| 教育長 | 平良 作義 君 | 経済建設課長 | 平良 晋 君 |
| 総務課長 | 稲福 吉昭 君 | 教育委員会 総務課長 | 金城 利明 君 |
| 企画財政課長 | 古我知 清 君 | 農業委員会 事務局長 | 照屋 林克 君 |

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 高江洲 修 君 係 長 前田 孝 君

6. 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第64号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第65号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第66号 村営住宅渡海団地建設工事（3号棟）請負契約について

日程第6 議案第67号 村営住宅渡海団地建設工事（6号棟）請負契約について

日程第7 議案第68号 公有水面埋立に関する意見を求めることについて

日程第8 議案第69号 公有水面埋立に関する意見を求めることについて

日程第9 議案第70号 大宜味村道路線の廃止について

日程第10 議案第71号 大宜味村道路線の認定について

日程第11 議案第72号 指定金融機関の設置について

日程第12 議案第73号 大宜味村村有地の処分について

日程第13 議案第74号 昭和60年度大宜味村一般会計補正予算

日程第14 議案第75号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第15 議案第76号 昭和60年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算

日程第16 報告第3号 昭和59年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算書の報告について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名であります。

よって、昭和60年大宜味村議会第6回定例会は成立いたしましたので開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により議長において、8番平良蔵健君、9番平良実君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

休憩いたします。

休 憩 (午前10時01分)

再 開 (午後1時51分)

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は本日から10月5日までの12日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は12日間と決定いたしました。

日程第3 議案第64号から日程第16 報告第3号までを一括議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 議案第64号、理由といたしましては職員の給与に関する条例の全部を改正する条例の施行に伴い、期末手当の支給日を6月1日を6月15日に、12月1日を12月10日に改正する必要があると提案いたしているわけです。

議案第65号、理由といたしましては64号議案と同様でございます。

議案第66号、本件については議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決が必要でございますので提案しているわけです。

議案第67号、本件についても66号議案と同様でございます。

議案第68号、一般国道58号線の改築工事及び交通安全施設整備事業に伴い、大宜味村字塩屋664番から628番に至る地先及び大宜味村字宮城原363番から365番の3に至る地先公有水面埋立について、沖縄県知事から意見が求められているため提案いたしております。なお、意見は別紙として添付しておりますので、内容につきましては担当課長から説明いたさせます。

議案第69号、一般国道58号線の道路整備事業に伴い、国頭村字浜村中原81番地先から大宜味村喜如嘉佐場原1218の2番地先までに至る公有水面埋立について、沖縄県知事から意見が求められているため提案いたしております。意見の内容につきましては担当課長から説明いたさせます。

議案第70号、道路法第10条第3項の規定によって、野国名線、上原マーランガー線、津波原線、津波平南線を廃止したいと思っております。

議案第71号、道路法第8条第2項の規定によって、城線、大宜味線、塩屋小線、江洲西線、野国納線、マーランガー線、平南線、島の上線を認定したいと思います。

議案第72号、公金の取り扱いの効率的運営と安全確保を図りたいということで提案しているわけです。

議案第73号、大宜味村村有林野を農畜産業の用に供するため、沖縄県農業開発公社に払い下げて農畜産業生産を向上せしめ、農家の経済発展を図りたいということで提案いたしております。

議案第74号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100,110千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,876,305千円とする。

(朗読して説明に代える。)

議案第75号、地方税法等の一部改正に伴い、又財源確保に見合う税率改正の必要がありこの案を提案いたしているわけです。

議案第76号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,720千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198,505千円とする。

(朗読して説明に代える。)

報告第3号、地方自治法第243条の3第2項の規定により、昭和59年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書を別紙のとおり報告します。

なお、資料につきましては別添そえておりますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後2時29分）

再 開（午後4時22分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時23分）

第6回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 昭和60年9月25日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和60年9月25日 午前10時00分)

散 会 (昭和60年9月25日 午後1時18分)

2. 出席議員 (14名)

| | |
|----------------|-----------------|
| 1番議員 平 良 森 雄 君 | 8番議員 平 良 蔵 健 君 |
| 2番議員 金 城 隆 好 君 | 9番議員 平 良 実 君 |
| 3番議員 宮 城 功 光 君 | 10番議員 崎 山 喜 弘 君 |
| 4番議員 知 念 亀次郎 君 | 11番議員 山 川 正 行 君 |
| 5番議員 宮 城 長 雄 君 | 12番議員 前 田 貞四郎 君 |
| 6番議員 平 良 俊 政 君 | 13番議員 松 島 重 克 君 |
| 7番議員 宮 里 盛 順 君 | 14番議員 玉 城 一 昌 君 |

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 新 城 繁 正 君 総 務 課 長 稲 福 吉 昭 君
助 役 仲 村 順 三 君 経 済 建 設 課 長 平 良 晋 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 高 江 洲 修 君 係 長 前 田 孝 君

6. 議事日程（第2号）

日程第1 議案第64号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第2 議案第65号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第3 議案第66号 村営住宅渡海団地建設工事（3号棟）請負契約について
日程第4 議案第67号 村営住宅渡海団地建設工事（6号棟）請負契約について
日程第5 議案第68号 公有水面埋立に関する意見を求めることについて
日程第6 議案第69号 公有水面埋立に関する意見を求めることについて
日程第7 議案第70号 大宜味村道路線の廃止について
日程第8 議案第71号 大宜味村道路線の認定について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第64号から日程第8 議案第71号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後1時06分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

3番入場。（午後1時06分）

これより議案第64号から議案第71号まで一括して質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩（午後1時08分）

再 開（午後1時11分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第64号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第64号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第65号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第65号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第66号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第66号 村営住宅渡海団地建設工事（3号棟）請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第67号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第67号 村営住宅渡海団地建設工事（6号棟）請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第68号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第68号 公有水面埋立に関する意見を求めることについて採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第69号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第69号 公有水面埋立に関する意見を求めることについて採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第70号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第70号 大宜味村道路線の廃止について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第71号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第71号 大宜味村道路線の認定について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後1時16分)

再 開 (午後1時17分)

- 議長(玉城一昌君) 再開いたします。
- 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
- 本日はこれにて散会いたします。
- ご苦労さんでした。

散 会 (午後1時18分)

第6回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 昭和60年9月26日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和60年9月26日 午前10時00分)

散 会 (昭和60年9月26日 午後2時10分)

2. 出席議員 (13名)

| | |
|----------------|-----------------|
| 1番議員 平 良 森 雄 君 | 8番議員 平 良 蔵 健 君 |
| 2番議員 金 城 隆 好 君 | 9番議員 平 良 実 君 |
| 3番議員 宮 城 功 光 君 | 10番議員 崎 山 喜 弘 君 |
| 4番議員 知 念 亀次郎 君 | 12番議員 前 田 貞四郎 君 |
| 5番議員 宮 城 長 雄 君 | 13番議員 松 島 重 克 君 |
| 6番議員 平 良 俊 政 君 | 14番議員 玉 城 一 昌 君 |
| 7番議員 宮 里 盛 順 君 | |

3. 欠席議員 (1名)

11番議員 山 川 正 行 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 高江洲 修 君 係 長 前 田 孝 君

6. 議事日程（第3号）

日程第1 議案第75号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第2 議案第76号 昭和60年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第75号及び日程第2 議案第76号を一括議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後2時04分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
これより議案第75号及び議案第76号の質疑に入ります。
発言を許します。
質疑ありませんか。
質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

- 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後2時06分）

再 開（午後2時07分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第75号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

- これより議案第75号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第76号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第76号 昭和60年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後2時08分)

再 開 (午後2時09分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さんでした。

散 会 (午後2時10分)

第6回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 昭和60年9月27日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和60年9月27日 午前10時00分)

延 会 (昭和60年9月27日 午後4時55分)

2. 出席議員 (14名)

| | |
|----------------|-----------------|
| 1番議員 平 良 森 雄 君 | 8番議員 平 良 蔵 健 君 |
| 2番議員 金 城 隆 好 君 | 9番議員 平 良 実 君 |
| 3番議員 宮 城 功 光 君 | 10番議員 崎 山 喜 弘 君 |
| 4番議員 知 念 亀次郎 君 | 11番議員 山 川 正 行 君 |
| 5番議員 宮 城 長 雄 君 | 12番議員 前 田 貞四郎 君 |
| 6番議員 平 良 俊 政 君 | 13番議員 松 島 重 克 君 |
| 7番議員 宮 里 盛 順 君 | 14番議員 玉 城 一 昌 君 |

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 高江洲 修 君 係 長 前 田 孝 君

6. 議事日程（第4号）

日程第1 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

日程第2 議案第72号 指定金融機関の設置について

日程第3 議案第73号 大宜味村村有地の処分について

日程第4 議案第74号 昭和60年度大宜味村一般会計補正予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を議題といたします。

おはかりいたします。

選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推せんの方法によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推せんの方法によることに決定されました。

更におはかりいたします。

指名の方法は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において選挙管理委員会委員及び補充員を指名いたします。

選挙管理委員会委員に字謝名城29番地平良真光君、字大兼久48番地大宜見朝栄君、字屋古20番地池宮城長孝君、字白浜97番地親川富吉君、同補充員に字喜如嘉581番地山城利男君、字饒波9番地金城新助君、字塩屋647番地山城覚助君、字津波924-1番地前田幹夫君を指名いたします。

おはかりいたします。

只今、議長において指名いたしましたとおり当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名した諸君を当選人と定めることに決定いたしました。

日程第2 議案第72号から日程第4 議案第74号までを一括議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時03分）

再 開（午後4時54分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会 (午後 4 時55分)

第6回大宜味村議会定例会会議録

(第5号) 昭和60年9月28日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和60年9月28日 午前10時00分)

延 会 (昭和60年9月28日 午後0時22分)

2. 出席議員 (13名)

| | | | |
|------|--------|-------|--------|
| 2番議員 | 金城隆好君 | 9番議員 | 平良実君 |
| 3番議員 | 宮城功光君 | 10番議員 | 崎山喜弘君 |
| 4番議員 | 知念亀次郎君 | 11番議員 | 山川正行君 |
| 5番議員 | 宮城長雄君 | 12番議員 | 前田貞四郎君 |
| 6番議員 | 平良俊政君 | 13番議員 | 松島重克君 |
| 7番議員 | 宮里盛順君 | 14番議員 | 玉城一昌君 |
| 8番議員 | 平良蔵健君 | | |

3. 欠席議員 (1名)

1番議員 平良森雄君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 高江洲 修 君 係 長 前 田 孝 君

6. 議事日程（第5号）

日程第1 議案第72号 指定金融機関の設置について

日程第2 議案第73号 大宜味村村有地の処分について

日程第3 議案第74号 昭和60年度大宜味村一般会計補正予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

日程第1 議案第72号から日程第3 議案第74号までを一括議題といたします。

おはかりいたします。

本日は議案に関する現地調査をいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、現地調査をすることに決しました。

これより出発いたします。

現地調査のため休憩いたします。

休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後0時21分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後0時22分）

第6回大宜味村議会定例会会議録

(第6号) 昭和60年9月30日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和60年9月30日 午前10時00分)

延 会 (昭和60年9月30日 午後4時25分)

2. 出席議員 (14名)

| | |
|----------------|-----------------|
| 1番議員 平 良 森 雄 君 | 8番議員 平 良 蔵 健 君 |
| 2番議員 金 城 隆 好 君 | 9番議員 平 良 実 君 |
| 3番議員 宮 城 功 光 君 | 10番議員 崎 山 喜 弘 君 |
| 4番議員 知 念 亀次郎 君 | 11番議員 山 川 正 行 君 |
| 5番議員 宮 城 長 雄 君 | 12番議員 前 田 貞四郎 君 |
| 6番議員 平 良 俊 政 君 | 13番議員 松 島 重 克 君 |
| 7番議員 宮 里 盛 順 君 | 14番議員 玉 城 一 昌 君 |

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 高江洲 修 君

6. 議事日程（第6号）

日程第1 議案第72号 指定金融機関の設置について

日程第2 議案第73号 大宜味村村有地の処分について

日程第3 議案第74号 昭和60年度大宜味村一般会計補正予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

日程第1 議案第72号から日程第3 議案第74号までを一括議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時24分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時25分）

第6回大宜味村議会定例会会議録

(第7号) 昭和60年10月1日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和60年10月1日 午前10時00分)

延 会 (昭和60年10月1日 午後3時48分)

2. 出席議員 (14名)

| | |
|----------------|-----------------|
| 1番議員 平 良 森 雄 君 | 8番議員 平 良 蔵 健 君 |
| 2番議員 金 城 隆 好 君 | 9番議員 平 良 実 君 |
| 3番議員 宮 城 功 光 君 | 10番議員 崎 山 喜 弘 君 |
| 4番議員 知 念 亀次郎 君 | 11番議員 山 川 正 行 君 |
| 5番議員 宮 城 長 雄 君 | 12番議員 前 田 貞四郎 君 |
| 6番議員 平 良 俊 政 君 | 13番議員 松 島 重 克 君 |
| 7番議員 宮 里 盛 順 君 | 14番議員 玉 城 一 昌 君 |

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 高江洲 修 君 係 長 前 田 孝 君

6. 議事日程（第7号）

日程第1 議案第72号 指定金融機関の設置について

日程第2 議案第73号 大宜味村村有地の処分について

日程第3 議案第74号 昭和60年度大宜味村一般会計補正予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

日程第1 議案第72号から日程第3 議案第74号までを一括議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後3時47分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後3時48分）

第6回大宜味村議会定例会会議録

(第8号) 昭和60年10月2日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和60年10月2日 午前10時00分)

延 会 (昭和60年10月2日 午後5時40分)

2. 出席議員 (14名)

| | |
|----------------|-----------------|
| 1番議員 平 良 森 雄 君 | 8番議員 平 良 蔵 健 君 |
| 2番議員 金 城 隆 好 君 | 9番議員 平 良 実 君 |
| 3番議員 宮 城 功 光 君 | 10番議員 崎 山 喜 弘 君 |
| 4番議員 知 念 亀次郎 君 | 11番議員 山 川 正 行 君 |
| 5番議員 宮 城 長 雄 君 | 12番議員 前 田 貞四郎 君 |
| 6番議員 平 良 俊 政 君 | 13番議員 松 島 重 克 君 |
| 7番議員 宮 里 盛 順 君 | 14番議員 玉 城 一 昌 君 |

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

| | | | | | |
|---------|---|-----------|---------|-----------|-----|
| 村 | 長 | 新 城 繁 正 君 | 企画財政課長 | 古我知 | 清 君 |
| 助 | 役 | 仲 村 順 三 君 | 住 民 課 長 | 稲 福 幸 三 君 | |
| 収 入 | 役 | 金 城 清 君 | 経済建設課長 | 平 良 | 晋 君 |
| 総 務 課 長 | | 稲 福 吉 昭 君 | | | |

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

| | | | | | |
|---------|-----|-----|---|-------|-----|
| 事 務 局 長 | 高江洲 | 修 君 | 係 | 長 前 田 | 孝 君 |
|---------|-----|-----|---|-------|-----|

6. 議事日程（第8号）

| | | |
|------|--------|--------------------|
| 日程第1 | 議案第72号 | 指定金融機関の設置について |
| 日程第2 | 議案第73号 | 大宜味村村有地の処分について |
| 日程第3 | 議案第74号 | 昭和60年度大宜味村一般会計補正予算 |

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第72号から日程第3 議案第74号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後1時04分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第72号の質疑に入ります。

発言を許します。

- 1番（平良森雄君） この問題は以前にも取り上げられましてこれまで長い期間経過してきています。公金の取り扱いの効率的運営と安全を図るためと提案理由にありますがこの問題は村民が大きな関心を寄せて期待しているところであります。大宜味村農協を指定する意義と目的についてご答弁いただきたいと思っております。

- 村長（新城繁正君） 指定金融は制度上市町村におきましては任意であります。指定をすることは望ましいということでもあります。ですからそういう観点からしましてもそうでございますが、又、公金を安全に管理する金融機関に預けておくのが妥当であるということから指定金融を考えていると、指定するなら役場に近い方がより好ましいということから農協を考えているわけです。農協は村民の大部分が会員であるということから指定するのが望ましいということから考えているわけです。

- 13番（松島重克君） 本案に対して反対するものではありませんが、現況からして十分な審議が不可能のように考えられるわけです。この議案が重要な議案でありどうしても指定しなければならないものであるならばこそ十分な審議が必要でなかろうかと思うわけです。よって質疑中止の動議を提出いたします。

- 11番（山川正行君） 只今の動議に賛成いたします。

- 議長（玉城一昌君） 只今、13番松島重克君から質疑中止されたいとの動議が提出され所定の賛成者がありますので動議は成立いたしました。

よって、質疑中止の動議を議題といたし採決いたします。

この採決は挙手により行ないます。

本動議のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数であります。

よって、質疑中止されたいとの動議は可決されました。

議案第72号の質疑を中止いたします。

休憩いたします。

休 憩 (午後 1 時11分)

再 開 (午後 4 時58分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

会議時間の延長についておはかりいたします。

議案第72号の議決まで会議時間を延長いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号の議決まで会議時間を延長することに決しました。

休憩いたします。

休 憩 (午後 4 時59分)

再 開 (午後 5 時27分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

議案第72号の質疑を続行いたします。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第72号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第72号指定金融機関の設置について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後 5 時28分)

再 開 (午後 5 時39分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会 (午後 5 時40分)

第6回大宜味村議会定例会会議録

(第9号) 昭和60年10月3日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和60年10月3日 午前10時00分)

延 会 (昭和60年10月3日 午後4時57分)

2. 出席議員 (14名)

| | |
|----------------|-----------------|
| 1番議員 平 良 森 雄 君 | 8番議員 平 良 蔵 健 君 |
| 2番議員 金 城 隆 好 君 | 9番議員 平 良 実 君 |
| 3番議員 宮 城 功 光 君 | 10番議員 崎 山 喜 弘 君 |
| 4番議員 知 念 亀次郎 君 | 11番議員 山 川 正 行 君 |
| 5番議員 宮 城 長 雄 君 | 12番議員 前 田 貞四郎 君 |
| 6番議員 平 良 俊 政 君 | 13番議員 松 島 重 克 君 |
| 7番議員 宮 里 盛 順 君 | 14番議員 玉 城 一 昌 君 |

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 高江洲 修 君 係 長 前 田 孝 君

6. 議事日程（第9号）

日程第1 議案第73号 大宜味村村有地の処分について

日程第2 議案第74号 昭和60年度大宜味村一般会計補正予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第73号及び日程第2 議案第74号を一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時56分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時57分）

第6回大宜味村議会定例会会議録

(第10号) 昭和60年10月4日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和60年10月4日 午前10時00分)

延 会 (昭和60年10月4日 午後4時28分)

2. 出席議員 (11名)

| | |
|----------------|-----------------|
| 1番議員 平 良 森 雄 君 | 10番議員 崎 山 喜 弘 君 |
| 2番議員 金 城 隆 好 君 | 11番議員 山 川 正 行 君 |
| 5番議員 宮 城 長 雄 君 | 12番議員 前 田 貞四郎 君 |
| 6番議員 平 良 俊 政 君 | 13番議員 松 島 重 克 君 |
| 7番議員 宮 里 盛 順 君 | 14番議員 玉 城 一 昌 君 |
| 9番議員 平 良 実 君 | |

3. 欠席議員 (3名)

| | |
|----------------|----------------|
| 3番議員 宮 城 功 光 君 | 4番議員 知 念 亀次郎 君 |
| 8番議員 平 良 蔵 健 君 | |

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 高江洲 修 君 係 長 前 田 孝 君

6. 議事日程（第10号）

日程第1 議案第73号 大宜味村村有地の処分について

日程第2 議案第74号 昭和60年度大宜味村一般会計補正予算

日程第3 会期の延長について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は11名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第73号及び日程第2 議案第74号を一括議題といたします。
休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時27分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

この際、会期の延長の件を日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期延長の件を日程に追加し議題とすることに決しました。

日程第3 会期の延長の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は10月5日までと議決されていますが、10月11日まで6日間延長いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は10月11日まで6日間延長することに決しました。

おはかりいたします。

議事の都合により明日5日は休会いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、明日は休会することに決しました。

更におはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会 (午後4時28分)

第6回大宜味村議会定例会会議録

(第11号) 昭和60年10月7日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和60年10月7日 午前10時00分)

延 会 (昭和60年10月7日 午後5時00分)

2. 出席議員 (13名)

| | |
|----------------|-----------------|
| 1番議員 平 良 森 雄 君 | 8番議員 平 良 蔵 健 君 |
| 2番議員 金 城 隆 好 君 | 9番議員 平 良 実 君 |
| 3番議員 宮 城 功 光 君 | 10番議員 崎 山 喜 弘 君 |
| 4番議員 知 念 亀次郎 君 | 11番議員 山 川 正 行 君 |
| 5番議員 宮 城 長 雄 君 | 13番議員 松 島 重 克 君 |
| 6番議員 平 良 俊 政 君 | 14番議員 玉 城 一 昌 君 |
| 7番議員 宮 里 盛 順 君 | |

3. 欠席議員 (1名)

12番議員 前 田 貞四郎 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 高江洲 修 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第11号）

日程第1 議案第73号 大宜味村村有地の処分について

日程第2 議案第74号 昭和60年度大宜味村一般会計補正予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第73号及び日程第2 議案第74号を一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時59分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後5時00分）

第6回大宜味村議会定例会会議録

(第12号) 昭和60年10月8日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和60年10月8日 午前10時00分)

散 会 (昭和60年10月8日 午後3時38分)

2. 出席議員 (13名)

| | |
|----------------|-----------------|
| 1番議員 平 良 森 雄 君 | 8番議員 平 良 蔵 健 君 |
| 2番議員 金 城 隆 好 君 | 9番議員 平 良 実 君 |
| 3番議員 宮 城 功 光 君 | 10番議員 崎 山 喜 弘 君 |
| 4番議員 知 念 亀次郎 君 | 11番議員 山 川 正 行 君 |
| 5番議員 宮 城 長 雄 君 | 13番議員 松 島 重 克 君 |
| 6番議員 平 良 俊 政 君 | 14番議員 玉 城 一 昌 君 |
| 7番議員 宮 里 盛 順 君 | |

3. 欠席議員 (1名)

12番議員 前 田 貞四郎 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

| | | | |
|-------------|-----------|-------------------|-----------|
| 村 長 | 新 城 繁 正 君 | 厚 生 課 長 | 崎 山 勝 正 君 |
| 助 役 | 仲 村 順 三 君 | 経 済 建 設 課 長 | 平 良 晋 君 |
| 教 育 長 | 平 良 作 義 君 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 照 屋 林 克 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 古 我 知 清 君 | 教 育 委 員 会 総 務 課 長 | 金 城 利 明 君 |

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第12号）

日程第1 議案第73号 大宜味村村有地の処分について

日程第2 議案第74号 昭和60年度大宜味村一般会計補正予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第73号及び日程第2 議案第74号を一括議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後1時02分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（新城繁正君） 特別に発言の機会を与えていただきましてありがとうございます。

ご提案申し上げております73号議案74号議案につきましてご審議を願っているところでございますが、質疑に入る前に村長といたしまして改めて議員各位に事情の説明とお詫びを申し上げたいと思っているわけでございます。

かねて村有地の処分につきましては去った3月定例議会におきましても村長としての重要項目のひとつとして早い機会に適切な処分をしたいということで決意を申し上げたところでございます。その間、私共といたしましてはあらゆる角度から関係者各位と調整をいたしまして、その表明にそうようと努力をしまいたったわけですが、現在に至りましてなおかつ問題の解決に至ってないということに対しまして長といたしましては十分責任を感じているわけでございます。そういう経過の中で73号議案につきましてご提案申し上げておりますその中味は県や国との事業とのからみがございまして、所信で申し上げました村有地の処分については一括して処分したいということをお願いしたんですが、時期的になかなかこの事情が遂行出来なかったということがありましたので、この際、この73号議案につきましては議員各位の深いご理解と、又、私共の行政執行の実情に鑑みまして特別に取り扱って欲しいということで実はご提案申し上げた次第でございます。

なお、それに関連いたしまして残された問題につきましては度々ご指摘を受けているところでございまして、又、我々といたしましても鋭意その解決に努力をしまっている次第であります。特にこの中でも江洲の真栄田さんの土地の問題、それから採土場の完全回復の問題、勿論その他諸々の問題もございまして、特に真栄田さんの土地の適正な処分につきましては移住計画の時点からの問題でございまして、非常に長時間にわたった問題であると、又、経過をいろいろ調べてまいりますと、これはやはり行政の措置が適正になされなかったということに起因している問題であるということで、村といたしましてはその責任を十分痛感しているわけでございます。この件につきましては更に一層検討いたしまして、ご本人或

いは関係者の了解を求めながら適正にかつ公平に措置してまいりたいと考えています。

又、採土場の完全回復の問題につきましても関係者との調整の中でやや複雑な問題があるわけでございます。しかし、これは当初から私共が申し上げておりますいわゆる不法な村有地の使用である。ですから構築物を撤去しなさいということで行政的な措置を執って来たわけですが、これにつきましても期間を要しました関係もございまして、又、事の経過をいろいろ検討している中で実行不可能で現在に至っているわけですが、事の重要性に鑑みまして村長といたしましては兩人に対して事の推移を明確にいたし、ご本人達の責任それから行政の立場或いは村有地の管理ということから説明を申し上げ、しかるべき措置を早くやるということで調整を続けてまいったわけでございます。この期間におきまして明確に確認されました事項につきましては来る3月末日までには先ず住居を移転する。それから9月の末日までは構築物を完全に別の場所に移転をすると、そのことによってこの問題は一応解決を見ると、こういうことを確認している次第でございます。時期的にこれは議会で表明したこととはいささか時間を要しましたが、双方がここに至って申し上げました結論に至っていることでございますので、長といたしましては責任を持ってこのことについての解決を図っていきたいと考えております。

なお、残されて村有地の問題につきましても関係課職員をした激励いたしまして関係者との十分な調整を図った上、事の真実とそれから適正な村有地の管理という立場から十分にかつ慎重に検討いたしまして、特に私の村民から与えられている任期間中に是非誠意を持って解決してまいりたい。いわゆる長年にわたった村有地問題を次の執行部に引き継ぐことのないように議会の皆様のご理解を得ながら十分これは対処してまいりたいと考えております。

村長といたしましては73号議案74号議案に対しましては全く負荷分の議案でございます。是非このような事情をご賢察の上、村の行政の効率的な執行を図る上から、これまで申し上げましたような執行部の非を私共は認めておりますので、それをひとつご寛容いただきまして、私共に信託を寄せていただきまして両議案の処理につきましては慎重審議の上是非議決をいただきますように重ねてお願い申し上げてお詫び方々趣旨の補足説明といたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○ 議長（玉城一昌君） これより議案第73号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 13番（松島重克君） 調整したい件がございますので質疑中止の動議を提出いたしたいと思っております。

○ 11番（山川正行君） 只今の動議に賛成いたします。

○ 議長（玉城一昌君） 只今、13番松島重克君からこの際質疑中止されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので動議は成立いたしました。

よって、本動議を議題とし採決いたします。

この採決は挙手により行ないます。

本動議のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

挙手少数であります。

よって、本動議は否決されました。

質疑続行いたします。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第74号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

11番、13番、8番、9番退場。（午後1時20分）

休憩いたします。

休 憩（午後1時20分）

再 開（午後1時40分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第73号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第73号 大宜味村村有地の処分について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第74号の討論に入ります。

先の反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第74号 昭和60年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後1時42分)

再 開 (午後3時37分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

8番、9番、11番、13番入場。(午後3時37分)

以上をもって本日の日程全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さんでした。

散 会 (午後3時38分)

第6回大宜味村議会定例会会議録

(第13号) 昭和60年10月9日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和60年10月9日 午前10時00分)

散 会 (昭和60年10月9日 午後2時42分)

2. 出席議員 (11名)

| | |
|----------------|-----------------|
| 1番議員 平 良 森 雄 君 | 9番議員 平 良 実 君 |
| 2番議員 金 城 隆 好 君 | 10番議員 崎 山 喜 弘 君 |
| 5番議員 宮 城 長 雄 君 | 11番議員 山 川 正 行 君 |
| 6番議員 平 良 俊 政 君 | 13番議員 松 島 重 克 君 |
| 7番議員 宮 里 盛 順 君 | 14番議員 玉 城 一 昌 君 |
| 8番議員 平 良 蔵 健 君 | |

3. 欠席議員 (3名)

| | |
|-----------------|----------------|
| 3番議員 宮 城 功 光 君 | 4番議員 知 念 亀次郎 君 |
| 12番議員 前 田 貞四郎 君 | |

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 高江洲 修 君 係 長 前 田 孝 君

6. 議事日程（第13号）

日程第1 陳情第2号 首里城復元等首里城公園構想にかかる予算の確保について

日程第2 意見案第1号 国保財政の危機打開に関する意見書

日程第3 決議案第1号 首里城復元等首里城公園構想にかかる予算の確保に関する要請

日程第4 決議案第2号 基地被害に抗議し安保条約廃棄を要求する決議

日程第5 決議案第3号 国家機密法制定に反対する決議

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は11名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 陳情第2号を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後2時32分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

只今議題となっております陳情第2号については質疑、討論及び会議規則第87条第2項の規定により省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑、討論及び委員会の付託は省略し、直ちに採決することに決しました。

これより陳情第2号について採決いたします。

本陳情は採決とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本陳情は採決とすることに決しました。

日程追加についておはかりいたします。

只今、全員発議により意見案第1号、決議案第1号、決議案第2号、決議案第3号が提出されております。

この際、これらを日程に追加し議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これらを日程に追加し議題とすることに決しました。

- 日程第2 意見案第1号、日程第3 決議案第1号、日程第4 決議案第2号及び日程第5 決議案第3号を一括議題といたします。

おはかりいたします。

意見案第1号、決議案第1号、決議案第2号及び決議案第3号は全員発議でありますので、

質疑討論の省略及び会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これらの質疑討論及び委員会の付託を省略し、直ちに採決することに決しました。意見案第1号、決議案第1号、決議案第2号及び決議案第3号は全員発議でありますので一括して採決いたします。

意見案第1号、決議案第1号、決議案第2号及び決議案第3号については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第1号、決議案第1号、決議案第2号及び決議案第3号は原案のとおり決しました。

休憩いたします。

休 憩 (午後2時40分)

再 開 (午後2時41分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

以上をもって本日の日程全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さんでした。

散 会 (午後2時42分)

第6回大宜味村議会定例会会議録

(第14号) 昭和60年10月11日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (昭和60年10月11日 午前10時00分)

閉 会 (昭和60年10月11日 午後3時57分)

2. 出席議員 (14名)

| | |
|----------------|-----------------|
| 1番議員 平 良 森 雄 君 | 8番議員 平 良 蔵 健 君 |
| 2番議員 金 城 隆 好 君 | 9番議員 平 良 実 君 |
| 3番議員 宮 城 功 光 君 | 10番議員 崎 山 喜 弘 君 |
| 4番議員 知 念 亀次郎 君 | 11番議員 山 川 正 行 君 |
| 5番議員 宮 城 長 雄 君 | 12番議員 前 田 貞四郎 君 |
| 6番議員 平 良 俊 政 君 | 13番議員 松 島 重 克 君 |
| 7番議員 宮 里 盛 順 君 | 14番議員 玉 城 一 昌 君 |

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

| | | | |
|------|-------|---------------|-------|
| 村長 | 新城繁正君 | 企画財政課長 | 古我知清君 |
| 助役 | 仲村順三君 | 住民課長 | 稲福幸三君 |
| 収入役 | 金城清君 | 経済建設課長 | 平良晋君 |
| 教育長 | 平良作義君 | 教育委員会 総務課長 | 金城利明君 |
| 総務課長 | 稲福吉昭君 | 農業委員会 事務局長 | 照屋林克君 |

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 高江洲 修君 係長 前田 孝君

6. 議事日程（第14号）

日程第1 一般質問（緊急質問）

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 一般質問を行ないます。

順次質問を許します。

○ 11番（山川正行君） 退職者医療制度の大きな見込み違いや老人保健制度による拠出金の負担増で国保財政は極めて悪化している現状であります。このまま進めば制度の崩壊にもつながりかねない現状で、本村におきましても基金からの補てんにもかかわらず今年度も大幅に値上げされております。今後どうなっていくことかと心配されているわけですが、行革が進む中で大きな期待はできないのではないかと思うわけです。老人保健法による加入者あん分率は61年度には80%62年度には100%と予定はされているようですが、これが国保税の軽減にどのくらい期待できるかあまり期待できない現状ですが、最近、住民負担の軽減から一般財源からの補てんが行なわれている自治体が増えているわけです。本村もそろそろ考えてもいいのではないかと思うわけですが長のお考えをお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 只今のご見解につきましては全く同感でございます。団体の長といたしましては被保険者にあまり負担を強いるということにつきましては絶対反対である。我々としては収納率のアップを図ると同時に医療費の審査の問題もいろいろあるようでございます。

そういう制度の内容をもう少し検討いたしまして過酷な負担をかけないような方法で政府に当たってこうというのが全国町村会或いは市長会の意見でございます。そうは申しまして最近の国の事情は大変厳しい事情でございますので、それがすぐできるというのは多分無理だろうと思います。従いまして最悪の場合は当然検討しなければいかんと考えております。

○ 10番（崎山喜弘君） 現在饒波先の国道58号線が全面的に路線変更されて工事が急ピッチに進められています。それに伴いまして一部から村当局へ陳情がなされておりますが、その項目のひとつに新国道が供用開始になりますと現在ある饒波橋の車道部分を撤去してもらいたいと陳情が出ていますが、饒波区民といたしましては撤去してもらいたくないという考えを持っていますが、その件に対して長はどのような見解を持っていますか、お伺いします。

○ 村長（新城繁正君） この件につきましては確かに辺土名高校からの要請が届いておりました。内容について聞いてみますと学校の独断でやって地域の意見は全く聞いてないということでした。それで国道事務所へ行って高校から陳情が出ているようだが村長としては撤

回してほしいと申し入れてあります。国道事務所といたしましても住民の要求を考えた場合別に撤去しなくてもいいという見解でありましたので、おそらく村長の申し入れのとおりそのまま残すということで進めていると思います。

○ 10番（崎山喜弘君） 高校に対しても村長はそのような申し入れをなされたかどうか。

○ 村長（新城繁正君） 高校にも申し入れしてあります。高校としても高校側の考えであったと、住民の意見を聞いてみたら自分達の考えは正しくなかったということで撤去しなくてもいいということにつきましては高校側も了解しています。

○ 10番（崎山喜弘君） 新しく国道が開通になりますと旧バスでは利用もできませんので、新路線の変更以前に関係機関に対してバス待合所の設置を要請してもらいたいのと思いますが、どうですか。

○ 村長（新城繁正君） 長といたしましては村民の安全面や利便を考えるのは当然でございまして、新路線になりますと現在あるバス待合所は機能しませんので考えなければいかんと思っていますが、バス協会がやるというのが建て前でございます。従いまして村としましては村全般について考えまして、関係機関に十分働きかけていきたいと思っています。

○ 2番（金城隆好君） 羽地ダムに使う石が村有地である津波山から採る計画があるわけですが、本村も資源の活用を前向きに考えるべきでないかと思うわけですが、村長の考えをお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 確かに総合事務局或いは開発庁からは村に対しまして平南の石を羽地ダムに使いたいと、だから石を採らせてくれという申し入れは前からあります。私も活用ということに対しましては一考を要すると考えました。ところが水問題で津波部落と調整した結果、津波部落といたしましては石を採ろうとする山は水源とのかかわりがあるので、又、慣習として村有地ではあるが津波部落民がこの山を大事にして来たという意味から石を採らずということについては賛成出来ない、しかも広域水道問題になりまして新しい水源を見つけなければいけないと、いわゆるふたまたになるとその山がまん中にあるということになりますので、津波としては絶対まかりならんと念書をおしていますので、村長といたしましては一考を要しながらも津波の意見を大事にして、当面は平南からの石の採取につきましては応じないと考えています。

○ 2番（金城隆好君） 津波から採らしてはいかんという申し入れがあるということは私も承知しているわけですが、最近、村の水源地の水が減る場合は本流から取ってもよろしいという取り決めがあるわけです。つい最近、雨降りに本流調査してみたら濁っているわけですね。

はたして将来村民の水がめとして自信が持てるのかどうか。

○ 村長（新城繁正君） 本流は確かに現在の水源地より水は悪いということは聞いています。ところが村一円に水を供給するならば現在のものだけでは対応出来ないだろうと、いわゆる非常の場合です。ですから非常の際の水の確保をするということから本流からも取ろうという考え方です。その意味で津波には十分説明をして了解を得ているわけでございます。

○ 7番（宮里盛順君） 津波部落の集落道は狭い道路でありまして、汲み取り車が入らなければ処理出来ない現在奥地などは大変困っています。なお、そういう状況で自家用車も宅地に入れないと、昼間は何とか出来ますが夜になると片一方通行しなければならないと、最近部落の世論としまして山手から集落道路が出来ないかという声もありますが、それについてどうお考えになりますか。

○ 村長（新城繁正君） 我々としては集落の適正な保持ということは十分これまでも考えて来ておりますし、それでモデル事業もその観点から集道集排は入っているわけです。津波の場合にはその事業にあまりのつかってない感じがするわけです。ですから部落としてそういうものを早目に提出してモデル事業にのっかるとその事業でも採択出来たと思うんです。山手ということですがかつて災害もありましたし容易でないと思います。容易でないと思いますが津波が土地も提供しましょうというようにコンセンサスが整った場合に、村としても補助事業に該当するかどうか検討しなければいかんと思いますし、それがだめなら村独自の考え方も持たなければいかんと考えています。

○ 7番（宮里盛順君） 私が考えるには旧県道の拡張は可能ではないかと思いますが、それについてはどうお考えですか。

○ 村長（新城繁正君） 現在国道でございますがそれも含めて我々の一応の見解は持ちたいと思います。来週にでも職員を連れて行って区長とも会いまして検討はしてみたいと思います。

○ 11番（山川正行君） この件については昨年6月議会に質問したわけですが、日の丸、君が代、自衛隊、皇室等の問題につきましては県労協の公開質問状に対する県の回答に基づいて対応していくということで明確な答弁は得られませんでしたので、確認の意味で今一度質問させていただきます。

本村で行なわれる漕艇競技も国体開催基準要綱に基づいて実施されるわけですか。

○ 村長（新城繁正君） そのとおりでございます。

○ 11番（山川正行君） この基準要綱は法的な拘束力はどうなっていますか。

○ 村長（新城繁正君） 法的な件につきましては不勉強でございます。但し、開催基準要綱は法律で決める問題ではないというふうに考えています。これはあくまでも日本体育協会の内規で決められると思います。それと開催県の両方の協議でもって決定されるのと了解し

ています。

○ 11番（山川正行君） そうしますと法的な拘束力はないということですね。

○ 村長（新城繁正君） 大会そのものにつきましては法律的な問題はないと思います。

○ 11番（山川正行君） よく言われることは、この基準要綱は日体協が決めることで法的な拘束力はないと言われているわけですが、この要綱からしますと式典や会場などで国旗掲揚と同時に君が代斉唱が行うと規定されているわけですが、法的拘束力のない基準要綱で問題となっている日の丸、君が代を押しつけるのは問題があると思うんですよ。10月3日の新報なんです政務次官会議が持たれているんですが、その中で日の丸を国旗と定めた根拠を明らかにするために会議を開いているんです。そして外務省が調査した主な国の40か国の国旗の制定状況について出ているんですが、憲法で制定されているのが13か国、法律での制定が19か国、勅令4か国、政令4か国といずれも明確な根拠を持っていますが、日の丸につきましては国民に対して明確なものになってないという意見が大勢を占めて、そして改めてこれを検討すると、ようするに根拠がないということをはっきりしているんですね。政府の見解の中でも法的に根拠がないということを明確にしているわけですが、そして現憲法に照らして君が代などは全く値いしない。そういうものを押しつけるというのは問題があると思います。こういう状況ですから長は明確にこれを拒否出来るのではないかと思いますか。

○ 村長（新城繁正君） おっしゃるように政務次官会議が持たれてその経過は報道されておりますし、いわゆる国旗とか国歌とかいう規定はありません。私といたしましては現在の立場は私的な見解としましては日の丸を別に規定付ける必要はない。又、押しつけるということにつきましては絶対させないという立場でございます。

ただ、問題は国体ということとの関連で村民がそれをどのように考えるか、これは目下議論中でございますからその辺については十分村民の意向も聞きます。又、専門部会の式典部会等でそれは問題になると思います。十分皆さんの意見も聞きながらそれに対応していきたいというのが現在の立場でございます。

○ 11番（山川正行君） このような根拠のないものを押しつけられてはかなわないと思います。村の立場としてこれは拒否してもらいたいと思います。

次に自衛隊の参加協力の問題についてですが、県の要綱の中でも当然自衛隊も参加させ協力させるべきだと言っておりますが、開催県の体協が認めれば日本国籍を持つ者は誰でも参加出来るということになっているわけですね。ですから要綱に基づいて自衛隊が参加するというのは当然だということになって来るわけです。この件については昨年6月の私の質問に対して回答が出てから検討するということでしたがどうなっていますか。

○ 村長（新城繁正君） 村長としては村で行う漕艇競技に自衛隊を要請するという考えは持っていません。と言いますのは自衛隊そのものも問題でありますし、又、自衛隊が分担する業務は村で出来るのではないかという考えを持っているんです。なるべく村民の英知をしぼってすっきりした形でやっていきたいという考えを持っています。現在のところ国体事務局にも大宜味村は自衛隊を要請しないと明確に返答してあります。

○ 11番（山川正行君） 自衛隊の場合は個人であっても肩書きを持った場合は自衛隊になるわけです。例えば前の新聞にもあったわけですが、所属や階級まで出て漕艇の理事に入っているわけです。ですからそういう場合にどうするかということです。

○ 村長（新城繁正君） 私は協会につきましては正直言って関与したくないんです。協会というのは県の漕艇協会でございますのでそれなりの見解を持っていようと思います。

ただ、国体という行事と自衛隊が個人で参加するということにつきましては県でははっきりしていますが、しかし、市町村におきましては問題になっています。その辺につきましては協会の皆さんのご判断をお待ちしたいと考えているわけです。

○ 11番（山川正行君） 革新市町村会の中でもそういう対応は出て来るとは思いますが、そういう中でも自衛隊の肩書きを持つ個人参加でも認めないと大いに主張してもらいたいと思いますがどうですか。

○ 村長（新城繁正君） これにつきましてはおそらく何回か会議があると思います。これにつきましては自分の見解も述べて、又、皆さんの判断も仰ぎながら対処していきたいと思えます。

○ 11番（山川正行君） 皇室関係の問題についてですが、10月3日のタイムスに行幸啓につきましてはこの経費は県と市町村が持つと報道されているわけです。もし、そのようなことになったら大きな経費の負担になると思いますが、その辺どうですか。

○ 村長（新城繁正君） 私といたしましてはこれは絶対認めません。お見えになることは拒否出来ないと思いますが、その負担を市町村がやるということは絶対に拒否します。

○ 11番（山川正行君） 文部省が全国の都道府県の教育委員会に対して国旗と国歌の適正な取り扱いについての決定という通知を出しているわけですね。そのことは教育現場への介入ということで問題になっているわけですね。

そういうことで革新政党や民主団体から強い抗議の声が上がっているわけです。これは唯一の地上戦を体験した我々県民としては当然のことと思いますが、押しつけは絶対に許してはならないという態度で臨んで欲しいと思いますが、教育委員会の見解を聞きたいと思えます。

○ 教育長（平良作義君） 県には文部省から届いているということは新聞報道で知ってい

るわけですが、現在各市町村にはまだ届いておりません。従いましてその中味については掌握してないわけですが、現行の学習指導要領の中に国民の祝日等における儀式等を行う場合に祝日の意義を理解させる場合に国旗の掲揚や国歌の斉唱をさせるのが望ましいという表現で規定されておりますが、その辺におきましては強制力はない表現でなされております。今回の通知が平和国家建設が新憲法の理念であるということにおきまして、過去における軍国主義に利用されるようなことであれば問題であると思います。本来教育というのは政堂間における中立を保持すべき性質のものでございまして、政権政党が直接に教育に介入することは望ましいこととは思っておりません。従いまして近日中に例の通知が市町村に送られて来るとは思いますが、そのことにつきましては十分検討いたしまして対処していきたいと思っています。

○ 11番（山川正行君） やはり教育への政治介入というのは絶対許してはならないわけですよ。もし、この通知が来た場合に学校現場とも十分に調整して何等かの対策をして欲しいと思います。

この通知の中で日の丸と君が代がパーセントで出ていますよね。ああいうものがもっと減るような形で、教育長会議あたりでも出さないような対策を講じて欲しいと思いますがどうですか。

○ 教育長（平良作義君） 新聞で報道された全国の調査につきましては、ある機関からは調査方法に問題があったのではないかとということも指摘されていますが、教育委員会といたしましては教育現場における国家の介入につきましては十分研究いたしまして、混乱のないような適切な措置を講じていきたいと思っています。

○ 13番（松島重克君） 議長、発言を求めます。

先達って議題に上がりました議案第73号及び議案第74号につきまして緊急質問をいたしたいと思いますので動議を提出いたします。

○ 11番（山川正行君） 只今の動議に賛成いたします。

○ 議長（玉城一昌君） 只今、13番松島重克君から緊急質問に同意の上この際日程に追加され発言を許されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので動議は成立いたしました。

よって、本動議を議題といたします。

おはかりいたします。

本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、松島重克君の緊急質問に同意の上、この際日程に追加し発言を許されたいとの動議は可決されました。

松島重克君の発言を許します。

○ 13番（松島重克君） 先日議題に上がりました議案第73号及び議案第74号につきましては、地方自治法第176条第4項の規定に基づいて処理されるべき問題であると考えerわけです。何故ならば会議規則第37条第2項に抵触していることは明白であります。よって、当局は速やかに適正な措置をとられるべきであると考えerわけですがいかがでしょうか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時59分）

再 開（午後1時06分）

○ 議長（玉城一昌君）再開いたします。

○ 村長（新城繁正君） 13番さんの質問につきまして会議規則の内容を十分知らなかったので即答出来なかったわけですが幸いに休憩いただきましたので議長はじめ事務局に照会いたしましたところ会議規則第37条第2項の手続きをとってなかったことを確認いたしました。

従いまして長といたしましては自治法第176条第4項の規定によりまして、その規定のとおり措置をしなければいかんと考えています。

○ 議長（玉城一昌君） 以上をもって一般質問を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩（午後1時07分）

再 開（午後3時56分）

○ 議長（玉城一昌君）再開いたします。

おはかりいたします。

会議規則第43条の規定により本議会に付議された事件の議決の結果生じた事句数字その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議決の結果生じた事句数字その他の整理は議長に委任することに決しました。

おはかりいたします。

以上をもって本議会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

よって、これにて本定例会を閉会いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これにて昭和60年第6回大宜味村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会 (午後3時57分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員 (8番) 平 良 蔵 健

署名議員 (9番) 平 良 実